

市立豊中病院患者入院セット提供業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 業務名

市立豊中病院患者入院セット提供業務

(2) 事業場所

豊中市柴原町4-14-1

(3) 施設等の管理者

豊中市病院事業管理者

(4) 業務内容

市立豊中病院（以下「本院」という。）の入院患者及びその家族に対し、入院に必要な衣類やタオルなどを洗濯付で提供すると共に日用品等（以下「入院セット」という。）を支給し、料金を請求する業務全般をいう。

(5) 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで。

(6) 担当部署

〒560-8565 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院事務局 経営企画課（用度係）

Tel：06（6843）0101 FAX：06（6858）3531

E-Mail：hyoudo@city.toyonaka.osaka.jp

2. 参加資格

参加資格は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年度・令和7年度豊中市入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は、契約締結日までに資格を取得すること）。
- (3) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない、若しくは、それに準ずる行為を行っていないこと。
- (4) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入

札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48条）第381条第1項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立1をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 公募開始前または公募開始時点で、300床以上の病院において入院セット提供業務を2年以上継続して履行した実績があること。
- (10) 事業者の洗濯工場は、医療関連サービスマークの認定を受けていること。なお、洗濯工場を有しない場合は、前記条件に適合する洗濯工場を有する業者に洗濯業務を委託することができる。

3. 参加手続

(1) 参加資格確認申請書

本院ホームページからダウンロード

(2) 提出期限

令和6年9月13日（金）午後5時まで（必着）

(ア) 提出書類

- ・ 参加資格確認申請書【様式1-1】
- ・ 同種の事業実績書【様式1-2】

(イ) 提出先

1部を1.（6）に記載の担当部署

(ウ) 提出方法

持参または郵送で提出すること。

・持参の場合

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

・郵送の場合

受付期間内に到達するよう配達証明付き書留郵便で送付すること。封筒には件名とともに「参加申請書類在中」と朱書きすること。また、郵送した日に1.(6)に掲げる担当部署に郵送した旨電話連絡をすること。

(エ)参加資格確認結果の通知

令和6年9月17日（火）までに参加資格確認結果通知書を参加資格確認申請書【様式1-1】にある宛先に電子メールにて送信するとともに、後日参加資格確認結果通知書の原本を郵送にて送付する。

4. 現地説明会

(1) 実施

現地説明会は、参加資格確認結果通知書を受理した者に対し実施する。

(2) 実施方法

希望者は、参加資格確認結果通知書受理日から令和6年9月18日（水）午後5時までの間に1.(6)担当部署へ電話または電子メールで、参加希望の連絡をすること。

(3) 実施期間

令和6年9月19日（木）～ 9月20日（金）まで

両日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時の間で1時間程度。調整の上、実施。

5. 質問書の提出について

(1) 提出期限

令和6年9月27日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

【様式1-3】で簡潔に記入し、1.(6)担当部署へFAXまたは電子メールで提出。但し、評価、審査に係る内容等の質問については一切回答しない。

(3) 回答方法

令和6年10月3日（木）中に、市立豊中病院ホームページに掲載し、個別には回答しない。

6. 提案書の提出について

(1) 提出期限

令和6年10月11日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

1.(6)担当部署

(3) 提出方法

持参（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便）で送付すること。

(4) 提案内容

提案内容については、本業務にかかる要求水準書を満たすものを提案すること。

指定様式がない項目については、任意様式とするが、用紙の外周に概ね15ミリの余白を取り、文字の大きさは12ポイント以上とすること。様式は模式図やイメージ図等に注釈を付す場合は、できるだけ簡潔なものとし、見やすい大きさにすること。

(ア) 企画提案書【様式1-4】：正本（社印、代表者印）、副本（社印、代表者印不要）

(イ) 会社の概要【様式1-5】

- ・ 会社の概要（資本金、支店等、設立年、社員数、業務等）
- ・ 貸借対照表（直近3年分を1部）、損益計算書（直近3年分を1部）、
- ・ キャッシュフロー計算書（直近3年分を1部）

(ウ) 【様式1-6】提供セットの構成と提供価格

(エ) 【様式1-7】運用

(オ) 【様式1-8】商品の品質維持・管理

(カ) 【様式1-9】処分歴等

7. 書類形式について

(1) 提出部数

正1部、副8部、計9部提出し、CD-R又はDVD-Rで1部提出。

(2) その他

(ア) 用紙サイズはA4版とする。但し図面についてはA3版も可とする。その場合はA4サイズに折り込むこと。

(イ) 所定の様式以外の書類については受付しない。

(ウ) 提案書の提出後、補足資料の提出を求めることがある。

(エ) 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとする。

(オ) 1度提出された提案書及び提案内容の変更は認めない。

(カ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

(キ) 企画提案書類の資料作成に係る費用は全て提案者の負担とする。

(ク) 参加表明書及び提案書が次のいずれかに該当する場合、無効とする。

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

※ 参加資格確認申請書及び提案書に虚偽記載の場合、豊中市指名停止等措置基準に基づく指名停止を行うことがある。

8. 選定スケジュール

日程（令和6年）	内 容
8月30日(金)	公募開始
9月13日(金)	参加資格確認申請書の提出期限
9月17日(火)	参加資格確認結果の通知
9月27日(金)	質問書の提出期限
10月3日(木)	質問書の回答日
10月11日(金)	提案書の提出期限
10月22日(火) 予定	プレゼンテーション（優先交渉権者の決定）
10月末頃	契約書締結

9. 優先交渉権者の選定

- (1) 事業者の選定は、市立豊中病院患者入院セット提供業務運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定する。
- (2) 評価基準の項目及び配点に基づいて評価し、評価点の高い順に交渉権者として選定する。
- (3) 参加表明が1者のみでも、プロポーザルを行う。但し1者の評価点が一定の基準を下回った場合は、優先交渉権者としては選定しない。
- (4) プレゼンテーションの実施

(ア)日時 令和6年10月22日(火) 予定（予定のため、日程の詳細は別途通知）

(イ)場所 市立豊中病院

(ウ)方法

- ・ プレゼンテーション参加者は3人以内とし、すべて提案事業者の雇用する従業員であり、かつ、本事業に従事予定の者を含むこと。
- ・ プレゼンテーションは1者につき15分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・ パソコンは必ず提案者が持参すること。スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは本院が準備する。
- ・ 手続きで使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。
- ・ プロポーザルに参加するための資料作成に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 提出された参加申請書及び提案書は、返却しない。
- ・ 提出された提案内容は、プロポーザル以外に提出事業者に無断で使用しないものとする。
- ・ 提出された書類の著作権は、プロポーザル参加事業者に帰属する。ただし、本院が特定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。また、本院が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ・ 当該プロポーザルのために本院において作成した資料は、本院の了解なく公表、使用することはできない。

10. 契約

- (1) 選定委員会で決定された優先交渉権者と提案内容をもとに、本院と協議の上、業務内容等を確定し、契約を締結する。なお、契約内容及び仕様については、協議の結果、提案内容に変更が生じることがある。
- (2) 優先交渉権者が、優先交渉権者を特定する期日までに近畿圏内において指名停止措置となった場合には、以後本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、優先交渉権者として特定されている場合は、次点者との手続を行う。
- (3) 協議の不調により、本業務を遂行できない場合には、次点者及び提案内容の評価が上位であったものから順に必要な事項を協議の上、契約締結を行う。

11. その他

- (1) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- (2) 本実施要領公表以降に、選定委員会の委員に当該プロポーザルに関して接触した者は、プロポーザルの参加資格を失うこととする。